

# 第85回

## 定時株主総会招集ご通知

**日 時**  
2024年6月26日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

**場 所**  
大阪市北区中之島4丁目2番30号  
中央自動車工業株式会社  
本社5階ホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

**決議事項**  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

目 次	
第85回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	11
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32

2024年6月24日（月曜日）24時までに  
書面またはインターネット等により  
議決権を行使いただきますよう  
お願い申し上げます。

## 企業理念

世界のネットワークを通じて環境にやさしく、  
安全と豊かなカーライフを創造して、社会に貢献する。

## 基本方針

- (1) お客様の潜在ニーズを読み、期待を上回る新しい商品・サービスの開発を通じて需要を創造します。
- (2) 全てのお客様・お取引先様への感謝の念を忘れず、徹底したサービス体制を通じて、信頼とお役に立つ中央を目指します。
- (3) 役員・社員の能力と生活向上を通じて、社会的責任を果たす開発型企業を目指します。

## 基本戦略

- (1) 常に技術革新を追究し、お客様に感動頂けるオンリーワンの「開発型企業」を目指します。
- (2) 経営資源を当社の強みの部門と新しい事業開発に投下し、将来の礎を築くと共に、開発型企業の基盤を強化します。
- (3) 徹底した現場訪問と情報収集の強化をはかり潜在ニーズの先取りをします。
- (4) 教育体制の充実と共に役員・社員は自己成長に努めます。

(証券コード 8117)  
2024年6月5日  
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株 主 各 位

大阪市北区中之島4丁目2番30号  
**中央自動車工業株式會社**  
代表取締役社長 坂 田 信一郎

## 第85回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主總會を下記のとおり開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

本株主總會の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第85回定時株主總會招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.central-auto.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、会社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的な方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主總會参考書類をご検討いただき、2024年6月24日（月）24時までにご出席を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島4丁目2番30号  
中央自動車工業株式会社 本社5階ホール

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第85期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第85期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第1号議案** 剰余金処分の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
  - ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎ 上記インターネット上の当社ウェブサイトは、<https://www.central-auto.co.jp/ja/ir.html>です。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 当日ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にご連絡をお願い申し上げます。

# 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権の行使方法について

### ○事前の行使方法

#### インターネット等にて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月24日(月曜日) 24時まで

詳細は、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

#### 書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年6月24日(月曜日) 24時到着

### ○当日の行使方法

#### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

## 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

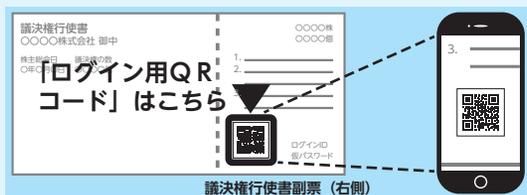
# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、**2024年6月24日（月曜日）24時まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ■インターネット等による議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株皆様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主への配当政策を経営上の重要課題と位置づけており、今後の利益配分につきましても「安定かつ高配当」の継続を目指しております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金76円

総額1,405,646,144円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金3,800,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金3,800,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（10名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	さか た しんいちろう 坂田 信一郎 (1963年3月24日生)	1987年4月 当社入社 2003年12月 当社執行役員 大阪支社長 2005年6月 当社取締役 西日本地区担当兼大阪支社長 2007年6月 当社常務取締役 大阪支社長 2011年6月 当社常務取締役 国内営業本部長兼名古屋支社長 2012年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年6月 石川トヨペット(株)（現(株)石川トヨペットカローラ）社外取締役（現任）	69,700株
〈取締役候補者とした理由〉 坂田信一郎氏は、代表取締役社長として経営全般を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	とり の よし ふみ 鳥野 善文 (1957年11月5日生)	1980年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役 第二営業部西日本担当部長 2012年6月 当社取締役 国内営業本部副本部長兼特販部長兼広島営業所長 2012年10月 当社取締役 国内営業本部長 2016年6月 当社常務取締役 国内営業本部長 2019年6月 当社専務取締役 国内営業本部長 2023年6月 当社取締役副社長 国内営業本部長（現任）	40,100株
〈取締役候補者とした理由〉 鳥野善文氏は、国内営業部門を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3	こん どう まさ ゆき 近藤 雅之 (1963年9月1日生)	1987年4月 当社入社 2011年6月 当社取締役 大阪支社長兼広島営業所長 2017年4月 当社取締役 東京支社長 2020年6月 当社常務取締役 東京支社長 2022年4月 当社常務取締役 (現任) 広告宣伝部統括部長 2023年11月 (有)フラッグス (現株)フラッグス) 取締役副社長 (現任)	29,300株
<p>〈取締役候補者とした理由〉  近藤雅之氏は、これまで当社の国内営業部門や広告宣伝部門の責任者を歴任するとともに、主要子会社(株)フラッグスの取締役副社長として同社の経営を担っており、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
4	すみ よし てつ や 住吉 哲也 (1964年8月16日生)	1987年4月 (株)三和銀行 (現株)三菱UFJ銀行) 入行 2009年4月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現株)三菱UFJ銀行) 中津川支社長 2017年10月 当社入社 総務部次長 2019年6月 当社取締役 総務本部副本部長兼総務部長 2019年11月 (株)A B T 取締役 (現任) 2020年6月 当社取締役 総務本部長兼総務部長 2021年4月 当社取締役 総務本部長兼総務部長兼経営企画室長 2021年6月 当社常務取締役 総務本部長兼総務部長兼経営企画室長 (現任) 2021年11月 エイスインターナショナルトレード(株)社外取締役 (現任)	16,100株
<p>〈取締役候補者とした理由〉  住吉哲也氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と見識を有しております。また、2017年の入社以来、総務部門及び経営企画室で当社経営の意思決定を支えております。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
5	かき の まさ ふみ 柿野 雅文 (1964年6月20日生)	1987年4月 当社入社 2007年6月 当社取締役 海外営業本部第一部長 2010年4月 当社取締役 海外営業本部副本部長兼第一部長 2015年6月 CAPCO PTE LTD 取締役会長 (現任) 2018年6月 当社取締役 海外営業本部長 (現任) CAPCO USA, INC. 取締役社長 (現任)	25,500株
<p>〈取締役候補者とした理由〉  柿野雅文氏は、海外営業部門を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
6	ひろ うち まなぶ 廣内 学 (1970年3月20日生)	1995年4月 当社入社 2010年10月 当社執行役員 関東支社副支社長 2011年6月 当社取締役 関東支社長 2013年4月 当社取締役 東京支社長 2017年4月 当社取締役 大阪支社長 (現任)	21,500株
		<p>〈取締役候補者とした理由〉            廣内学氏は、国内営業部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	
7	くぼい とし あき 久保井 聡明 (1965年11月29日生)	1994年4月 弁護士登録 1994年4月 三宅合同法律事務所入所 1997年4月 久保井総合法律事務所入所 2012年1月 久保井総合法律事務所 代表パートナー (現任) 2015年6月 (株)但馬銀行 社外監査役 2015年6月 田村駒(株) 社外監査役 (現任) 2017年6月 当社取締役 (現任) 2021年6月 (株)但馬銀行 社外取締役 (現任) 2023年6月 公益財団法人小野奨学会 常務理事 (現任)	一株
		<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉            久保井聡明氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず、企業法務を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行いただいております。そのことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外取締役および社外監査役になる事以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>	
8	ます だ ふみ ひろ 増田 文弘 (1965年10月25日生)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社商品開発部長 2009年7月 当社執行役員 商品開発部長 2017年4月 当社執行役員 福岡支社長 2019年6月 当社取締役 福岡支社長 2022年4月 当社取締役 東京支社長 (現任)	13,400株
		<p>〈取締役候補者とした理由〉            増田文弘氏は、国内営業部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
9	さか い のり みつ 酒井規光 (1968年11月8日生)	1991年4月 当社入社 2015年7月 当社執行役員 営業開発部長 2018年6月 広州新特路信息技术諮詢有限公司董事長 (現任)・総経理 2019年4月 当社執行役員 商品開発部長兼営業開発部長 2019年6月 当社取締役 商品開発部長兼営業開発部長 2020年4月 当社取締役 商品開発統括部長兼営業開発統括部長(現任)	9,400株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>酒井規光氏は、営業開発部門及び商品開発部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
10	アハマド サジャド AHMED SAJJAD (1980年2月1日生)	2014年9月 大阪学院大学国際センター非常勤講師 2016年4月 同志社大学国際教育インスティテュート非常勤講師 2019年4月 山梨学院大学准教授(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>AHMED SAJJAD氏は、大学講師としての高い見識と幅広い経験に基づき、当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点から経営の監視を遂行いただいております。そのことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンス強化に重要な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- なお、久保井聡明氏が代表を務める久保井総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、過去3年間平均の報酬の割合は同事務所の総収入額の0.5%未満と独立性を妨げるものではありません。
4. 当社は、久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏との間で定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低限度額であります。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は特約部分を含め全額当社で負担しております。
6. 久保井聡明氏の社外取締役就任期間は本総会終結のときをもって7年となります。
7. AHMED SAJJAD氏の社外取締役就任期間は本総会終結のときをもって5年となります。

## 【ご参考】取締役会メンバーの主たるスキル・マトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会メンバーの専門性および経験は以下のとおりです。

氏名	企業 経営	財務 会計	サステナビリティ E S G	M&A	法務 コンプライアンス	営業 マーケティング	グローバル	人事 人材育成	内部統制 ガバナンス
坂田 信一郎	●	●	●	●	●	●	●	●	●
鳥野 善文	●		●			●		●	●
近藤 雅之	●		●			●			●
住吉 哲也	●	●	●	●	●			●	●
柿野 雅文	●		●			●	●	●	●
廣内 学	●		●			●			●
久保井 聡明			●		●				●
増田 文弘	●		●			●			●
酒井 規光	●		●			●	●		●
AHMED SAJJAD			●				●		●
具足 彰治	●	●			●				●
中山 正隆					●				●
堀内 武文	●				●				●
大澤 秀美	●				●			●	●

以 上

# 第85期事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が大幅に緩和され、社会活動や経済活動が正常化し、景気は緩やかに回復しました。一方で、世界的なインフレや円安に伴う物価上昇、ロシア・ウクライナ情勢や中東地域における紛争等の地政学リスクが継続しており、依然として不透明な経営環境が続くものと予想されます。

国内の新車総販売台数（軽を含む）は、部品供給不足からの回復により新車生産が順調に推移しましたが、自動車メーカーの不正発覚による出荷停止等の影響もあり、前年比3.3%増の約453万台となりました。内訳は、登録車が同7.8%増の約290万台で、軽自動車においては同4.0%減の約163万台となりました。

このような景況下、当社グループでは、2030年に向けたパーパス「未来のモビリティ社会における最良のパートナー」を具現化するべく、国内外ともに地域密着型営業を強化し、高付加価値商材の更なるシェア拡大を図るとともに、異業種を含む新規開拓に努めました。また、M&A・ベンチャー投資による新規ビジネス開拓やコーポレートサイトの刷新による企業ブランド構築にも注力いたしました。

これにより、当社グループの売上高は393億31百万円（前年比110%）、営業利益は101億66百万円（同122%）、経常利益は112億58百万円（同126%）、親会社株主に帰属する当期純利益は79億24百万円（同126%）となりました。

また、当連結会計年度より配当方針を変更し、株主の皆様への利益還元強化の姿勢をより明確にするため、これまでの単体配当性向30%以上から「連結配当性向30%以上」を目標として配当することにいたしました。グループ全体の持続的な成長を前提とした目標に変更することにより、中長期的な企業価値の向上と継続的な株主還元の充実に努めてまいります。

これに伴い、当期末の配当金につきましては、1株当たり76円とさせていただきますたく存じます。

すでに中間配当金として1株当たり54円をお支払いいたしておりますので、通期の1株当たりの配当金は普通配当で前期比38円増配の130円となります。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

#### (自動車部品・用品等販売事業)

当セグメントにおきましては、国内部門では、新車販売は微増にとどまりましたが、引き続き地域密着型営業を通じて、お客様との関係を強化しながら、新規開拓と高付加価値商材の拡販により一層のシェア拡大を図りました。また、アルコール検知器においては、前年度の法改正による特需からの反動減があったものの、クラウド管理化の推進を強化するなど市場のニーズに対応し、シェア拡大に努めました。

海外部門では、営業活動の規制が緩和されるなか、ロシア・ウクライナ情勢によりロシア向けの輸出を停止したこともあり、売上は微減となりましたが、中東地域を含む地政学リスク等に注意しながら地域密着営業を推進し、より付加価値の高いオリジナル商材への注力と新規市場の開拓に努めました。

連結子会社のセントラル自動車工業株式会社は、主力商品であるCPCブランド商材の更なる高品質化や需要拡大に対し、生産設備増強に投資することで生産体制を効率化し、目標品質の維持と商材の安定供給に努めました。

連結子会社の株式会社フラッグスは、昨年11月の完全子会社化後も、カスタムパーツの開発やSNSでの発信を通じて、既存顧客の取引深耕と新規顧客の創出に努めました。

これにより、売上高は316億87百万円（前年比109%）、セグメント利益につきましては94億79百万円（同121%）となりました。なお、上記実績のうち、アルコール検知器に関しては、前年度の法改正による特需からの反動減により、売上高16億51百万円（同54%）となりました。

#### (自動車処分事業)

当セグメントにおきましては、連結子会社の株式会社A B Tは、中古車市場の好況等を支援材料に、交通量の回復や全国各地で発生した水害等により取扱件数が増加するなか、効率的な業務遂行に努めました。

これにより、売上高は76億43百万円（前年比114%）、セグメント利益につきましては6億86百万円（同126%）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用環境・所得環境が改善するなか、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、ロシア・ウクライナおよび中東地域をめぐる情勢や金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

こうした状況下、当社グループは、市場や社会を取り巻く環境の変化に対応するべく、潜在ニーズの先取りと世の中のお役に立つ新商品の開発に一層注力するとともに、地域密着型営業による高付加価値商材の更なる拡販と異業種を含む新規市場開拓に積極的に取り組んでまいります。アルコール検知器においても、各種システム連携とクラウド管理を推進強化し、さらなるシェア拡大に努めてまいります。

また、中期経営計画に基づくM&A・新規事業・ベンチャー投資などの新たな事業領域への挑戦を引き続き推進するほか、ボディコーティングの溶剤の空き瓶、自動車のアクリル樹脂やエアバッグのリサイクルなど、「未来のモビリティ社会における最良のパートナー」に相応しい「環境・健康・安全」をテーマとした取り組みを継続拡大してまいります。

そして、多様な人材が活躍できる労働環境・研修体制の整備を通じて、「インテグリティ」と「感謝」が企業文化になるよう、人的資本への積極的な投資を行い、従業員エンゲージメントの向上を図ってまいります。さらに、ESG・SDGsへの取組みやIR活動による対話を一層強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を志向し、新たな需要を創造しながら社会に貢献できる開発型企业として株主の皆様のご期待にお応えする所存でございます。

何卒一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産および損益の状況の推移

#### ① 連結決算の状況

区 分	第 82 期 (2021年3月期)	第 83 期 (2022年3月期)	第 84 期 (2023年3月期)	第 85 期(当期) (2024年3月期)
売上高 (百万円)	27,571	30,693	35,878	39,331
経常利益 (百万円)	6,004	6,966	8,968	11,258
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,864	4,689	6,292	7,924
1株当たり当期純利益 (円)	211.01	255.79	342.62	430.86
総資産 (百万円)	39,386	43,387	49,350	57,387
純資産 (百万円)	33,536	36,812	41,932	49,917
1株当たり純資産 (円)	1,828.71	2,005.56	2,281.23	2,713.11

- (注) 1. 第82期には特別損失として貸倒損失116百万円、投資有価証券評価損5百万円が含まれております。  
 2. 第84期には特別利益として投資有価証券売却益124百万円が含まれております。  
 特別損失として投資有価証券評価損54百万円が含まれております。  
 3. 第85期には特別利益として投資有価証券売却益91百万円が含まれております。  
 その他は、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

#### ② 個別決算の状況

区 分	第 82 期 (2021年3月期)	第 83 期 (2022年3月期)	第 84 期 (2023年3月期)	第 85 期(当期) (2024年3月期)
売上高 (百万円)	21,729	24,274	28,737	31,369
経常利益 (百万円)	5,767	6,278	8,162	9,865
当期純利益 (百万円)	3,705	4,260	5,617	6,920
1株当たり当期純利益 (円)	201.29	231.20	304.27	374.31
総資産 (百万円)	33,042	36,255	42,121	48,507
純資産 (百万円)	28,368	31,229	35,732	42,139
1株当たり純資産 (円)	1,540.23	1,693.99	1,933.76	2,278.39

- (注) 1. 第82期には特別損失として貸倒損失116百万円、投資有価証券評価損5百万円が含まれております。  
 2. 第83期には特別損失として関係会社株式評価損61百万円が含まれております。  
 3. 第84期には特別利益として投資有価証券売却益124百万円が含まれております。  
 特別損失として貸倒引当金繰入額188百万円、関係会社株式評価損29百万円、および投資有価証券評価損54百万円が含まれております。  
 4. 第85期には特別利益として投資有価証券売却益91百万円が含まれております。

#### (4) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
セントラル自動車工業株式会社	50 <sup>百万円</sup>	100.00 %	自動車用品製造販売
CAPCO PTE LTD	S \$ 500,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
CAPCO USA, INC.	US \$ 803,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
株式会社A B T	10 <sup>百万円</sup>	100.00 %	自動車処分事業
株式会社フラッグス	3 <sup>百万円</sup>	100.00 %	自動車部品、付属品等の 企画、製造および販売

#### (5) 主要な事業内容

自動車部品・用品等 販売事業	当社	自動車部品、用品および新商品ならびに関連サービスの開発・販売、輸出入
	連結子会社	自動車用品等の企画・製造および自動車部品、用品販売ならびに輸出入
自動車処分事業	連結子会社	損害保険会社の全損認定車両処分に関わる業務

## (6) 主要な営業所および工場

### ① 当 社

(a) 本 社：大阪市北区中之島4丁目2番30号

### (b) 国内事業所

支 社：札幌、仙台、北関東（栃木県）、東京、名古屋、大阪、福岡

営 業 所：仙台支社盛岡営業部（岩手県）、北関東支社高崎営業部（群馬県）、  
静岡、金沢、広島、高松、福岡支社南九州営業部（熊本県）

研究開発施設：中之島R&Dセンター（大阪府）

物流センター：東日本物流センター（埼玉県）、西日本物流センター（兵庫県）

(c) 海外事業所 デトロイト（米国）、シンガポール、ドバイ（UAE）、  
ジャカルタ（インドネシア）、マニラ（フィリピン）、広州（中国）、  
ヤンゴン（ミャンマー）、台北（台湾）  
クアラルンプール（マレーシア）、ホーチミン・ハノイ（ベトナム）

### ② 連結子会社（国内）

セントラル自動車工業株式会社 本社工場（大阪府）、

株式会社A B T（東京都）、株式会社フラッグス（福岡県）

### ③ 連結子会社（海外）

CAPCO PTE LTD（シンガポール）、CAPCO USA, INC.（米国）

## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
311名(12名)	10名増(9名増)

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
260名	1名増	40.9歳	15.0年

## 2. 株式に関する事項

- |                |      |             |
|----------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 普通株式 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 普通株式 | 20,020,000株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 |      | 4,425名      |
| (4) 大株主        |      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,144 <sup>千株</sup>	6.19 <sup>%</sup>
日産東京販売ホールディングス株式会社	1,060	5.73
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,025	5.54
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	888	4.80
上 野 万 里 子	685	3.71
T P R 株 式 会 社	663	3.59
光 通 信 株 式 会 社	598	3.24
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	589	3.19
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	531	2.87
株 式 会 社 椿 本 チ エ イ ン	500	2.70

(注) 1. 持株比率は自己株式(1,524,656株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役および監査等委員を除く)	17,000株	8名

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 当社の会社役員に関する事項

### (1) 取締役に関する事項

(2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	坂田 信一郎	(株)石川トヨペットカローラ 社外取締役
取締役副社長	鳥野 善文	国内営業本部長
常務取締役	近藤 雅之	(株)フラッグス 取締役副社長
常務取締役	住吉 哲也	総務本部長 兼 総務部長 兼 経営企画室長 (株)A B T 取締役
取締役	柿野 雅文	エイスインターナショナルトレード(株) 社外取締役 海外営業本部長 CAPCO PTE LTD 取締役会長 CAPCO USA, INC. 取締役社長
取締役	廣内 学	大阪支社長
取締役	久保井 聡明	久保井総合法律事務所 代表パートナー (株)但馬銀行 社外取締役 田村駒(株) 社外監査役
取締役	増田 文弘	東京支社長
取締役	酒井 規光	商品開発統括部長 兼 営業開発統括部長
取締役	AHMED SAJJAD	山梨学院大学 准教授
取締役(常勤監査等委員)	具足 彰治	
取締役(監査等委員)	中山 正隆	エル・アンド・ジェイ法律事務所 所長
取締役(監査等委員)	堀内 武文	
取締役(監査等委員)	大澤 秀美	

- (注) 1. 取締役久保井聡明、AHMED SAJJAD、具足彰治、中山正隆、堀内武文および大澤秀美の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集およびその他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、具足彰治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、久保井聡明、AHMED SAJJAD、具足彰治、中山正隆、堀内武文および大澤秀美の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 取締役(常勤監査等委員)具足彰治氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役久保井聡明氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
6. 取締役AHMED SAJJAD氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
7. 取締役中山正隆氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。

## (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役に対して、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、契約を締結することができる旨を定款に定めております。

なお、当社は、社外取締役との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める損害賠償額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填しております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社および子会社であるセントラル自動車工業株式会社、株式会社A B Tの取締役および監査役であり、特約部分を含め会社負担としております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年6月28日開催の第84回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2023年6月28日開催の第763回取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する指針（以下、「決定方針」といいます）を決議しております。

決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### a. 報酬決定における基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成される固定報酬となっております。基本報酬は、2023年6月28日開催の第763回取締役会により決議された「役員報酬規程」に基づいて決定しております。また、譲渡制限付株式報酬については、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）にのみ支給されるものであり、2017年5月15日開催の第662回取締役会により決議された内容に基づき決定されております。報酬決定の基本方針は、各取締役の業績、貢献度、職位に応じて決定することとし、株主総会が決議した報酬額の限度内で支払うこととしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、年俸制であり、年俸額の12分の1を毎月支給される月例の固定報酬としております。個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、業績、貢献度、職位に応じて決定することとしております。

譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に支給されるものであり、基本報酬とは別枠で、中長期的な企業価値及び株式価値の持続的な向上を図る事を目的とし、導入しており、毎年株主総会後に締結される譲渡制限付

株式割当契約に基づき支給されます。個人別の株式数、報酬額については、本制度の目的、業績、各対象取締役の職責の範囲、取締役の平均在任年数等および諸般の事情を総合的に勘案し決定することとしております。

- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第84回定時株主総会において年額2億80百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人分給与は含まない）と決議されており、別枠で、2023年6月28日開催の第84回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額60百万円以内、譲渡制限付株式報酬により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年81,000株以内と決議されております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第84回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。なお、第84回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は4名であります。

当事業年度において監査等委員会設置会社へ移行した2023年6月28日以前の報酬等につきましては、取締役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額2億80百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議されており、別枠で、2017年6月27日開催の第78回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額60百万円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。なお、第71回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であり、第78回定時株主総会終結時の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）であります。

- c. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬等の種類別の割合決定に関する事項

当社の役員報酬は業績連動報酬等を支給せず、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）は固定報酬のうち20%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限株式と引換えにする払込みに充てるための金銭として支給するものとしております。

- d. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬について、2023年6月28日開催の第763回取締役会において代表取締役社長坂田信一郎に個人別の報酬額等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況について最も熟知し、各取締役個々の担当職務や業務遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。また、取締役会から委任を受けた代表取締役社長

が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定しなければならないものとしております。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営諮問委員会がその妥当性等について確認することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定されたことを確認していることや、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会に原案を諮問し、答申を得た上で、その答申を尊重して決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬			
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	315,428 (16,200)	258,495 (16,200)	56,933 (—)	— (—)	10 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	24,300 (24,300)	24,300 (24,300)	— (—)	— (—)	4 (4)
監査役 (うち社外監査役)	6,150 (6,150)	6,150 (6,150)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	345,878 (46,650)	288,945 (46,650)	56,933 (—)	— (—)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2023年6月28日開催の第84回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上記には、同株主総会の終結の時をもって退任した監査役3名 (うち社外監査役3名) を含んでおります。  
この監査役3名 (うち社外監査役3名) は、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任したのち、新たに監査等委員である取締役に就任したため、報酬等と人数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員である取締役に含めて記載しております。

## (5) 社外役員の主な活動状況と役割

取締役 久保井聡明氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、当社の論理に捉われず、弁護士として企業法務を踏まえた客観的視点で、議案審議に必要な発言を行っております。独立性をもって経営の監視を遂行することにより、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。また、当期開催された経営諮問委員会1回に参加し、取締役の報酬・指名について審議いたしました。

取締役 AHMED SAJJAD氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、大学教員としての高い見識と幅広い経験に基づき、議案審議に必要な発言を適宜適切に行っております。当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点で、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。また、当期開催された経営諮問委員会1回に参加し、取締役の報酬・指名について審議いたしました。

取締役（常勤監査等委員） 具足彰治氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験と財務に関する高い見識から、議論の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、当期開催の監査役会3回および監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席や主要な業務遂行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めるなど、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 中山正隆氏

当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ取締役の職務執行に助言、提言を行っております。また、当期開催の監査役会3回および監査等委員会12回のうち11回に出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 堀内武文氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、疑問点を明らかにするため適宜質問するとともに、経営的視点から取締役会の意思決定の監視と有効な助言、提言を行っております。また、当期開催の監査役会3回および監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 大澤秀美氏

就任後開催の取締役会12回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営を監督していただくとともに、独立した立場から、経営全般に対する有効な助言、提言を行っております。また、当期開催の監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、公益財団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容、監査時間、配置人員、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等について、その相当性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬1百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の基本方針および体制

### <取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況>

当社は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハならびに会社法施行規則第110条の4に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年4月30日開催の取締役会、2021年12月10日開催の取締役会および2023年6月28日の取締役会において、内容の一部改定を決議しており、その内容は下記のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況の概要については、基本方針に基づいて実施した問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会や経営会議（四半期毎に経営推進委員会、半期毎に予算説明会、総合幹部会）へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、労働安全衛生委員会および品質環境連絡会も毎月定期的に開催しております。コンプライアンス体制については、定期的な社内研修や新卒・中途社員採用時に実施し、コンプライアンス意識の全社的浸透を図っております。

### <内部統制システムの基本方針>

#### (1) コンプライアンスを基本とする企業風土の確立

取締役および従業員が、当社の企業理念・基本方針・基本戦略・行動指針を共有し、コンプライアンスに基づき、円滑なコミュニケーションを通じて、問題の早期発見・早期解決を指向する。

#### (2) 内部統制システムの体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
  - ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等のほか経営上の重要課題に関する決定プロセスの透明性・客観性の向上を図っております。
  - ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
  - ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長

とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。

- ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実行しております。
- ・社長の直轄である法務監査部（内部監査部門）を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とした内部監査を行っております。
- ・監査結果については取締役会、および監査等委員への適切な報告と連携強化を進めております。

## ② 業務の適正を確保するための体制

### a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
- ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
- ・権限規程、文書管理規程等各種規程は適宜見直しを実施しております。
- ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム利用規程」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

### b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
- ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
- ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
- ・研究開発施設である中之島R & Dセンターにおいて、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。

### c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を使用人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
- ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。

- d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。
  - ・当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、①関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。
- e. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役および使用人から監査等委員会に、当社の経営・業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項について、遅滞なく報告する体制をとっております。
- ③ 監査等委員会の職務の執行に関する体制
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査等委員の職務を補佐すべき、内部監査その他の使用人を監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、配置します。
  - ・監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査等委員会の事前の意見を得ることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立して業務を行うよう監査等委員である取締役が指示できる体制をとるものとします。
- ④ 当社グループの取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な経営会議に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて、当社グループの役員または使用人に説明を求めるとし、役員、使用人は遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。
  - ・当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員である取締役、または監査等委員会に報告するものとします。
  - ・当社は、監査等委員会へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。

- ⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・社長は、監査等委員である取締役や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
  - ・監査等委員である取締役は、法務監査部と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
  - ・当社は、監査等委員である取締役がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・経理部および法務監査部は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
  - ・法務監査部は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および法務監査部とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>27,417,590</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,143,489</b>
現金及び預金	20,343,567	支払手形及び買掛金	2,201,196
受取手形及び売掛金	4,188,493	未払法人税等	2,117,102
商品及び製品	2,376,083	賞与引当金	487,864
仕掛品	8,541	その他	1,337,325
原材料及び貯蔵品	19,995	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,326,720</b>
前渡金	169,957	繰延税金負債	3,039
その他	316,952	退職給付に係る負債	1,105,413
貸倒引当金	△6,000	長期預り保証金	82,700
<b>固 定 資 産</b>	<b>29,969,930</b>	未払役員退職金	60,171
(有形固定資産)	(7,672,188)	その他	75,396
建物及び構築物	1,128,870	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,470,210</b>
機械装置及び運搬具	106,955	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具・器具及び備品	79,516	<b>株 主 資 本</b>	<b>47,096,322</b>
土地	5,385,368	資 本 金	1,001,000
建設仮勘定	942,700	資 本 剰 余 金	4,929,781
その他	28,776	利 益 剰 余 金	41,751,507
(無形固定資産)	(3,783,629)	自 己 株 式	△585,966
のれん	3,691,589	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,820,989</b>
ソフトウェア	69,645	その他有価証券評価差額金	2,726,361
その他	22,393	繰延ヘッジ損益	△837
(投資その他の資産)	(18,514,112)	為替換算調整勘定	9,695
投資有価証券	16,718,363	退職給付に係る調整累計額	85,768
長期貸付金	659,808	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>49,917,311</b>
繰延税金資産	302,958	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>57,387,521</b>
その他	833,816		
貸倒引当金	△833		
<b>資 産 合 計</b>	<b>57,387,521</b>		

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		39,331,223
売 上 原 価		22,326,789
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>17,004,433</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,837,766
<b>営 業 利 益</b>		<b>10,166,666</b>
営 業 外 収 益		1,127,507
受 取 利 息 及 び 配 当 金	149,231	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	819,035	
そ の 他	159,240	
営 業 外 費 用		35,975
支 払 手 数 料	8,011	
そ の 他	27,964	
<b>経 常 利 益</b>		<b>11,258,198</b>
特 別 利 益		91,276
投 資 有 価 証 券 売 却 益	91,276	
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>11,349,475</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,496,923	
法 人 税 等 調 整 額	△71,813	3,425,110
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>7,924,365</b>
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>7,924,365</b>

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>23,536,235</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,185,490</b>
現金及び預金	16,883,701	買掛金	1,707,289
受取手形	41,841	未払金	476,478
売掛金	3,970,212	未払費用	328,458
商成品	2,287,578	未払法人税等	1,855,973
前渡金	169,127	契約負債	134,802
未収入金	15,622	預り金	80,069
その他の他	174,151	賞与引当金	450,000
貸倒引当金	△6,000	その他の他	152,416
<b>固定資産</b>	<b>24,971,069</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,182,143</b>
(有形固定資産)	(7,307,962)	退職給付引当金	1,148,572
建物	1,021,544	長期預り保証金	23,400
機械装置	32,909	未払役員退職金	10,171
車両運搬具	23,171	<b>負債合計</b>	<b>6,367,634</b>
器具備品	68,657	<b>純資産の部</b>	
土地	5,218,977	<b>株主資本</b>	<b>40,118,194</b>
建設仮勘定	942,700	資本金	1,001,000
(無形固定資産)	(76,167)	資本剰余金	4,919,627
ソフトウェア	57,467	資本準備金	4,184,339
その他の他	18,700	その他資本剰余金	735,287
(投資その他の資産)	(17,586,939)	<b>利益剰余金</b>	<b>34,732,841</b>
投資有価証券	6,459,677	利益準備金	241,735
関係会社株式	9,325,870	その他利益剰余金	34,491,105
長期貸付金	659,808	圧縮記帳積立金	379,736
関係会社長期貸付金	138,610	別途積立金	26,304,000
投資不動産	151,770	繰越利益剰余金	7,807,369
差入保証金	23,933	<b>自己株式</b>	<b>△535,274</b>
繰延税金資産	213,751	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,021,476</b>
その他の他	827,915	その他有価証券評価差額金	2,022,313
貸倒引当金	△214,398	繰延ヘッジ損益	△837
<b>資産合計</b>	<b>48,507,305</b>	<b>純資産合計</b>	<b>42,139,670</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>48,507,305</b>

# 損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,369,760
売 上 原 価		16,093,338
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>15,276,422</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,678,059
<b>営 業 利 益</b>		<b>9,598,362</b>
営 業 外 収 益		323,166
受 取 利 息	15,551	
受 取 賃 貸 料	58,338	
そ の 他	249,276	
営 業 外 費 用		56,192
支 払 手 数 料	8,011	
賃 貸 収 入 原 価	19,139	
そ の 他	29,042	
<b>経 常 利 益</b>		<b>9,865,336</b>
特 別 利 益		91,276
投 資 有 価 証 券 売 却 益	91,276	
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>9,956,613</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,057,000	
法 人 税 等 調 整 額	△21,000	3,036,000
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>6,920,613</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

中央自動車工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三井孝晃

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹田雅司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央自動車工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

中央自動車工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井孝晃  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹田雅司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日  
中央自動車工業株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 具足彰治 ㊟  
監査等委員 中山正隆 ㊟  
監査等委員 堀内武文 ㊟  
監査等委員 大澤秀美 ㊟

(注) 監査等委員具足彰治、中山正隆、堀内武文及び大澤秀美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

以上

# 株主総会会場ご案内略図

〒530-0005

大阪市北区中之島4丁目2番30号

中央自動車工業株式会社  
本社5階ホール

電話

大阪 (06) 6443-5182 (代表)

## 最寄り駅

### ● JR環状線：

福島駅より南へ徒歩約15分

### ● JR東西線：

新福島駅2番出口より南へ  
徒歩約13分

### ● 阪神電車：

福島駅3番出口より南へ  
徒歩約13分

### ● 地下鉄四つ橋線：

肥後橋駅3番出口より西へ  
徒歩約13分

### ● 京阪中之島線：

中之島駅4番エレベーター  
出口より南へ徒歩約5分



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。